



LINE UP

CONTENTS

■ 2027年度税制改正大綱

グループ代表からのご挨拶

- 社会福祉法人の寄付金支出 **介護・福祉**
- 会社に現金はいくら必要なのか **経営サポート**
- 情報検索からアプリ作成までKintone AIの活用法 **IT支援**
- 弥生会計Next・弥生給与Next体験セミナー【長崎駅会場】
- 中小企業成長加速化補助金（3次公募）のご案内
- 令和8年度業務改善助成金の申請受付を開始しています



Message

2027年度税制改正大綱

2026年も残り3か月となりました。世界では中東情勢や米中対立などの地政学リスクが続く一方、日本においても物価上昇や人手不足、賃上げ圧力への対応が経営上の重要課題となっています。

こうした中、9月15日に税制改正大綱が閣議決定されました。例年は12月に決定・公表されるのが通例ですが、今回は消費税減税や大型の特例措置が盛り込まれていることから、法案化にあたり十分な審議時間を確保するため、異例の前倒しとなったようです。やればできるのであれば、税制改正への対応を求められる税理士の立場としては、毎年これくらい余裕を持ったスケジュールで進めてほしいものです。

今回の税制改正大綱では、物価高対策として食料品の消費税率を1%へ引き下げる措置と、中低所得者向けの給付制度である「就業者負担軽減支援金」が注目されています。しかし、これらはいずれも2年間限定の措置とされており、令和11年度には消費税率を元に戻すとともに、本格的な給付付き税額控除制度へ移行することが予定されています。つまり、今回の制度はそのための経過措置という位置付けです。

給付付き税額控除制度を導入するには、国民一人ひとりの所得を正確に把握する仕組みと、その所得情報に基づいて算定された給付金を自動的に支給する仕組みが不可欠です。この2年間で、所得把握に必要な情報や給付金振込先の口座情報をマイナンバーに紐付ける施策が進められていくものと思われます。今回、さまざまな批判がある中でも高市政権が「給付付き税額控除制度導入までの橋渡しとしての消費税減税」にこだわった背景には、各種情報のマイナンバーへの紐付けを促進する狙いがあったのではないかと考えるのは深読みしすぎでしょうか。

税制改正については、中小企業向け施策として、事業承継税制や賃上げ促進税制、設備投資を後押しする中小企業経営強化税制についても、より活用しやすい制度へ見直す内容が検討されているようです。今後も税制改正の動向を注視しながら、クライアントの皆さまの経営に役立つ情報提供と具体的なご提案に努めてまいります。



内田会計グループ 代表
税理士 内田 佳伯

Articles

ニュース記事一覧

こちらの二次元コードより、最新情報をご確認いただけます。

パソコンからは で検索すると、「お知らせページ」が表示されます。



今月のおすすめ記事



介護福祉グループ

社会福祉法人の寄付金支出

社会福祉法人の寄付金支出は原則認められませんが、大規模災害時の義援金は例外的に認められる場合があります。支出には所轄庁との事前協議など、一定の要件があります。 …



経営サポートグループ

会社に現金はいくら必要なのか

会社に必要な現金は、固定費や業種、資金回収のサイクルなどによって異なります。預金残高だけでなく、将来の資金の動きを予測し、資金繰りを「見える化」することが重要です。 …



IT支援

情報検索からアプリ作成まで
Kintone AI の活用法

Kintone AI は、情報検索やアプリ作成、データの分析・要約をサポート。AIに作業を任せることで担当者の負担を軽減し、判断や顧客対応などより重要な業務に集中できます。 …



補助金・助成金

弥生会計Next・弥生給与Next
体験セミナー【長崎駅会場】

経理・給与業務のクラウド化に興味はあるものの、「実際に使いこなせるのか不安」「今の業務からどう変わるのか分からない」と感じていませんか。本セミナーでは …



補助金・助成金

中小企業成長加速化補助金
(3次公募)のご案内

中小企業成長加速化補助金は、売上高 100 億円超を目指して成長に取り組む中小企業による大胆な設備投資や事業拡大を支援する補助金です。 …



補助金・助成金

令和8年度業務改善助成金の
申請受付を開始しています

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者が生産性向上に資する設備投資等を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合に、その設備投資等に要した費用の …

内田会計グループのご案内

お問い合わせ・ご相談はこちらまで

■ 税理士法人 内田会計事務所

■ 株式会社 内田会計事務所

■ 一般社団法人 バックオフィスソリューションズ

■ 有限会社 医療福祉評価センター

■ 行政書士内田佳伯事務所

 **095-861-2054** (平日 9:00-18:00) info@uchida.or.jp <http://www.uchida.or.jp>

【長崎オフィス】

〒852-8008
長崎市曙町4番9号
TEL: 095-861-2054
FAX: 095-862-8885

【島原オフィス】

〒854-0302
雲仙市愛野町乙413番地1
TEL: 0957-36-7500
FAX: 0957-36-7501

【福岡オフィス】

〒810-0001
福岡市中央区天神
2丁目2番12号
T&Jビルディング 7F